

# 告示

## 埼玉県病院事業告示第七号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年二月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表診療及び検査の項第五号の項中

乳がん予後予測遺伝子検査の料金	検査料 標本作製料 病理判断料 外来診療料	実費相当額 九、二八〇円 一、六二〇円 七八〇円
-----------------	--------------------------------	-----------------------------------

を

乳がん予後予測遺伝子検査の料金	検査料 標本作製料 病理判断料 外来診療料	実費相当額 九、二八〇円 一、六二〇円 七八〇円
厚生労働大臣が定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働大臣告示第百二十九号）第三第五十一号に掲げる内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下胃切除術の料金	一回につき	一、〇九三、〇〇〇円

に改める。